

# 改正石綿障害予防規則について

令和3年12月  
山梨労働局健康安全課

# 石綿障害予防規則等の主な改正内容

## 1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）
- ・ 建設工事計画届の対象拡大（作業届の対象だった作業を計画届の対象に格上げ）

## 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ けい酸カルシウム板1種をやむを得ず切断等により除去する場合の措置の新設（隔離の義務化。負圧は不要）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離の義務化。負圧は不要）

## 5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

## 6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

## 7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

# 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

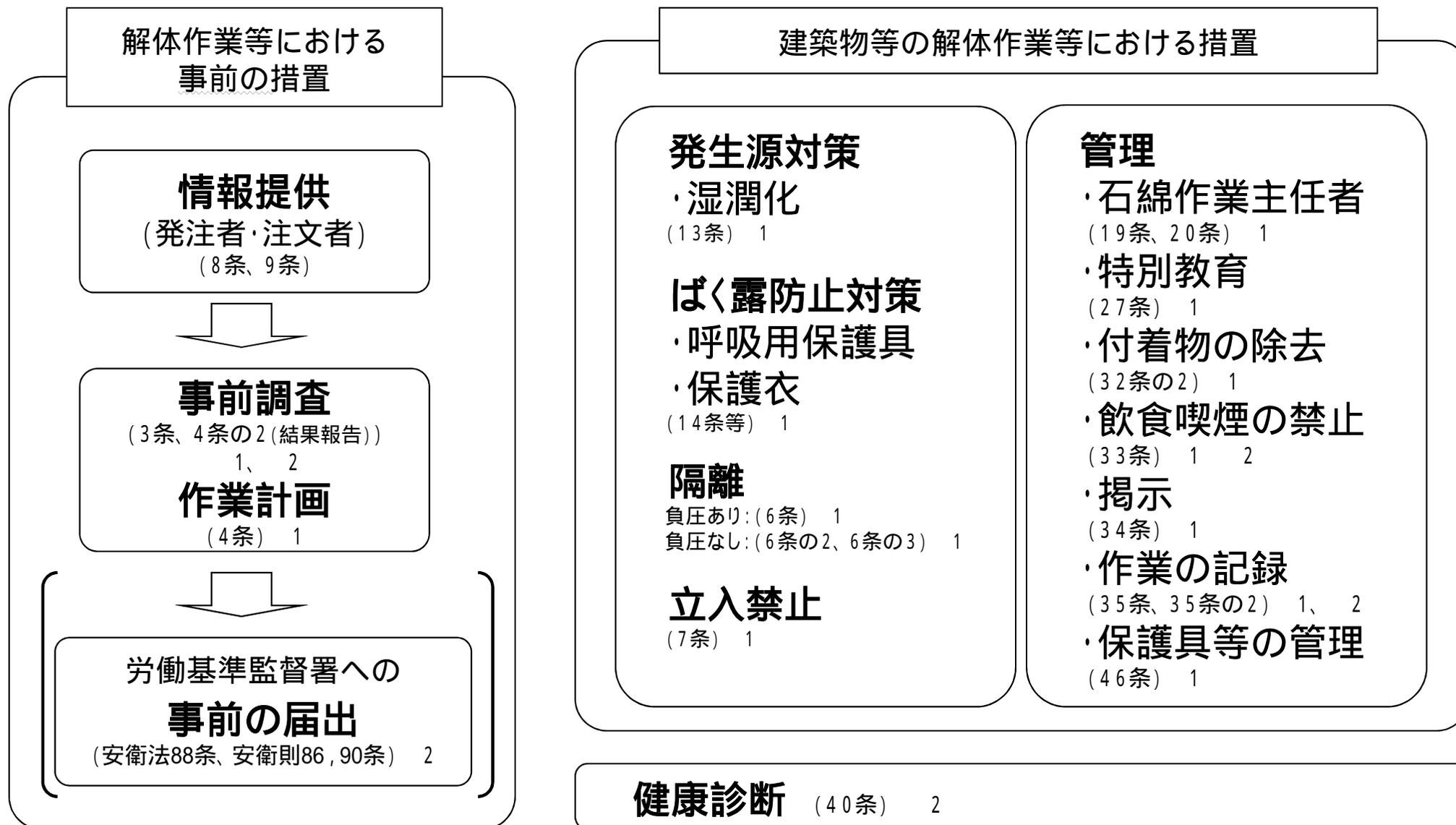
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
-------	-------	-------	-------

7月                      10月                      4月                                      4月                                      4月                                      10月

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）	
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行

改正石綿則・安衛則の公布

# 建築物等の解体・改修作業時の措置概略



罰則について：

1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 50万円以下の罰金

# 石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正前		改正後	
		下線部分が改正内容	
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>計画届</p> <p>十四日前</p> <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検等</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>事前調査 <u>調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> <u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 		<p>作業届</p> <p>工事開始前</p> <p>作業開始前、<u>中断時の負圧点検</u></p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>	<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p><u>けい酸カルシウム板1種<sup>2</sup>（破碎時）</u></p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p> <p>隔離 負圧は不要</p>	<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>

1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

## 事前調査の方法の明確化

建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならない。

「設計図書」とは工事用の図面及び仕様書をさす。また「設計図書等」には、施工記録、維持保全記録、発注者からの情報が含まれるほか、調査対象材料に直接印字されている製品番号も含まれる。

調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、次のア又はイのいずれかの方法によること。

ア 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。

イ 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降）であることを確認する方法。

構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならない。

対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

# 1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

## 事前調査の方法の明確化つづき

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

ア 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

イ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。

なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

## 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材も含める。

改正前は、吹き付け石綿が存在しないことが明らかでない場合は、上記対応は認められなかった。

山梨県内における分析調査実施機関は、山梨労働局ホームページ内の「解体・改修工事に係る事前調査および分析調査について」  
[https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/5-11/5-11-02.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/5-11/5-11-02.html)  
に掲載されています。

## 事前調査を行う者の要件の新設

**建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。**

<事前調査を実施することができる資格者（令和5年10月1日施行）>（令和2年厚生労働省告示第276号）

（1）調査対象が建築物の場合（一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部を除く）

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

（2）調査対象が一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の場合

- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限る）

### <参考>

#### 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関

中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター（東京・長野で開催中。詳細は別添資料4参照）  
[https://www.jisha.or.jp/tshec/course/k8720\\_ishiwata\\_tyousa.html](https://www.jisha.or.jp/tshec/course/k8720_ishiwata_tyousa.html)

建設業労働災害防止協会 神奈川支部（神奈川県内で開催中）  
<https://kensaiboukanagawa.com/archives/2866>

建設業労働災害防止協会 山梨県支部（令和4年1月以降開催予定）  
<http://www.kensaibou-y.jp/koushu/schedule/index.html>

## 分析調査を行う者の要件の新設

**分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。**

<分析調査を実施することのできる資格者（令和5年10月1日施行）>（令和2年厚生労働省告示第277号）

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

## 事前調査及び分析調査の結果の記録等

**事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならない。**

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

## 2 解体・改修工事開始前の届出の新設・拡大

### 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（第4条の2）

以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、パソコンあるいはスマホを使った電子届により（紙での届出も可。紙で届け出る場合の様式等は次ページのとおりに）、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

<届出が必要な工事>（石綿が含まれていない場合も、その旨の報告が必要。）

**解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事**

**請負金額が100万円以上である特定の工作物（注）の解体工事**

**請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物（注）の改修工事**

（注）石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの。（令和2年厚生労働省告示第278号）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・軽量盛土保護パネル

<届出事項>

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記の工事の場合は床面積の合計、上記又はの工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

事前調査結果等報告

事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
作業場所の住所	工事の名称		
工事の概要		建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日
建築物又は工作物の構造の概要		建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日
解体工事を行う床面積の合計	m <sup>2</sup>	解体工事又は改修工事の請負金額	円
事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名 の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名	氏名	作業に係る 石綿作業主任者の氏名

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無 有 無し	石綿使用なしと判断した根拠 ①日視 ②設計図書(①を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類		切断等の作業の有無 有 無し	作業時の措置 ①右正防護 ②隔離(右正なし)、 ③囲網化、④呼吸用保護具の使用
			除去	封じ込め 閉じ込み		
吹付け材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
保温材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
煙突断熱材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
屋根用折断熱材	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
耐火断熱材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板等2種を含む)	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
スレート波板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
スレートボード	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
屋根用石膏ボード	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
けい酸カルシウム板第1種	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
押出成形セメント板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
パルフェメント板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
ビニル床タイル	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
建築系サニタインゾ	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥
その他の材料	□	①②③④⑤⑥	□	□	□	①②③④⑤⑥

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督局長 殿

備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負っている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「建築物又は工作物の構造の概要」の欄は、階数等の粗図及び構造等の概要を簡潔に記入し、耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合はその旨も記入すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「請負工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 真面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、「作業対象の材料に該当するもの全てについて」記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、右欄を含有しているもののみならず場合は、「ひまなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、届出時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

## 建設工事計画届の対象拡大（労働安全衛生規則第90条）

以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

建設工事計画届の概要は次ページのとおり

< 改正前 >

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



< 現在 >

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

# 建設工事計画届の概要

## 1 労働安全衛生法に定める計画届について

事業者は、一定の建設物、機械等の設置、移転又は主要構造部分の変更等をしようとする場合や、一定の規模・種類の建設工事を開始する場合は、事前にその計画内容を所轄労働基準監督署長に届け出ることを労働安全衛生法第88条で義務づけられています。

石綿の除去等の工事については、以下のものについて、14日前までに、労働安全衛生規則様式第21号による届書に、添付書類を添えて所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

## 2 計画届の対象工事（石綿関係）

- ①建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め、又は囲い込みの作業を行う仕事
- ②建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

詳細は、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

# 建設工事採取計画届 土石採取

様式第21号(第91条、第92条関係)

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号		
		電話 (                    )		
仕事の範囲		採取する土石の種類		
発注者名		工事請負額		
仕事の開始日	令和    年    月    日	仕事の終了日	令和    年    月    日	
計画の概要				
参画者の氏名		参画者の要 経歴の概要		
主たる事務所の所在地	電話 (                    )			
使 用 者 予 定 数	関係請負人の の 予 定 数 人		関係請負人の使 用する労働者の計 数 人	人

令和    年    月    日

事業者職氏名

厚生労働大臣 殿  
労働基準監督署長

備考

- 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。  
 建設業    水力発電所等建設工事    ずい道建設工事    地下鉄建設工事    鉄道軌道建設工事  
           橋梁建設工事    道路建設工事    河川土木工事    砂防工事    土地整理土木工事  
           その他の土木工事    鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事    鉄筋造家屋建築工事  
           建築設備工事    その他の建築工事    電気工業業    機械器具設置工事    その他の設備工事  
 土石採取業    採石業    砂利採取業    その他土石採取業
- 3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。
- 4 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
- 5 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。
- 6 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 7 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 8 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。

### 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

#### 隔離・漏洩防止措置の強化（第6条）

吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

##### < 集じん・排気装置の点検 >

- ・ 集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならない。

##### < 負圧の点検 >

- ・ 作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならない。

負圧隔離の措置を講じて吹付石綿や石綿含有保温材等の除去作業を行ったときは、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならない。

「石綿等に関する知識を有する者」については、令和2年8月4日付け基発0804第8号通達(一部改正令和3年3月29日)「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」において

石綿則3条4項(事前調査)に規定する厚生労働大臣が定める者(建築物に係る除去作業に限る)

又は

当該作業に係る石綿作業主任者

と規定されています。

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

### 石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければならない。

技術上困難な場合とは、材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など。

また切断・破砕等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなど。

### けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設（第6条の2）

石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない。

特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして、石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）において、けい酸カルシウム板第1種を規定。

### 仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない。

## 5 その他の作業に係る措置の強化

### 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（第13条）

石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合 について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならない。

吹付け石綿等の囲い込みの作業において、湿潤な状態とすることによりかえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるときや、掃除の作業において、湿潤な状態とすることによって床の掃除が困難となるおそれのあるとき等。

なお、石綿等の粉じんの発散を防止する措置には作業場所を隔離することが含まれるほか、湿潤化には散水による方法、封じ込めの作業 **16** において固化剤を吹き付ける方法のほか、除去の作業において剥離剤を使用する方法も含まれる。

## 6 作業の記録

### 労働者ごとの作業の記録項目の追加（第35条）

石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える。**

監督署に報告した事前調査結果の写し  
でよい。

保護具の使用状況も含めて、作業の実施状況について  
文章等による簡潔な記載による記録でよい。

### 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化（第35条の2）

石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならない。**

掲示・表示（事前調査の概要、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿等を取り扱う作業場である旨等の掲示）

隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、排気口からの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離解除前の確認の実施状況等（負圧隔離を要する作業を行う場合に限り）

作業計画に示されている作業の方法、石綿粉じんの発散・抑制方法、石綿ばく露防止の方法のとおり作業が行われたことが確認できる記録（湿潤化、保護具の使用状況等。作業を行う部屋や階が変わるごとに記録が必要）

除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器・包装、当該容器等への表示、保管の状況

## 7 発注者による配慮 (第8条)

建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない。

参考：発注者向けリーフレット

解体・改修工事を発注する皆さまへ

### 建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること

- ・ 工事の費用(契約金額)
- ・ 工期
- ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること

石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

## 【省令・告示・指針】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日厚生労働省令第134号)
- ・石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和2年7月27日厚生労働省告示第276号) 事前調査者の資格
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年7月27日厚生労働省告示第277号) 分析調査者の資格
- ・石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年7月27日厚生労働省告示第278号) 事前調査結果について監督署あて報告が必要な工作物
- ・石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年7月27日厚生労働省告示第279号) 石綿含有成形品のうち、特に石綿等の粉じんが発散しやすいもの(=ケイ酸カルシウム板)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について(令和2年10月6日基発1006第2号)

## 【通達・通知】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日基発0804第8号、一部改正 令和3年3月29日基発0329第3号)
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について(令和2年9月1日基発0901第10号、一部改正 令和3年3月29日基発0329第3号)
- ・石綿障害予防規則の解説(令和2年10月28日厚生労働省労働基準局作成、一部改正 令和3年3月29日)

# 石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省委託事業）

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業員、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載する。
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載する。

## トップ画面



## サイトマップ

- [トップ](#)
- [解体・改修工事を発注するみなさまへ](#)
- [工事の元請業者のみなさまへ](#)
- [改修・リフォーム業者のみなさまへ](#)
- [解体業者のみなさまへ](#)
- [解体・改修作業に従事するみなさまへ](#)
- [工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ](#)
- [お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ](#)
- △
- [講習会のご案内](#)
- [配布物のご案内](#)
- [リンク集](#)
- [補助金制度について](#)

## 事業者向け・作業員向け・発注者向け等のページを作成



## 作業員・作業主任者向けカード資料

各都道府県労働局に登録された建築物石綿含有建材調査者講習機関を随時更新

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

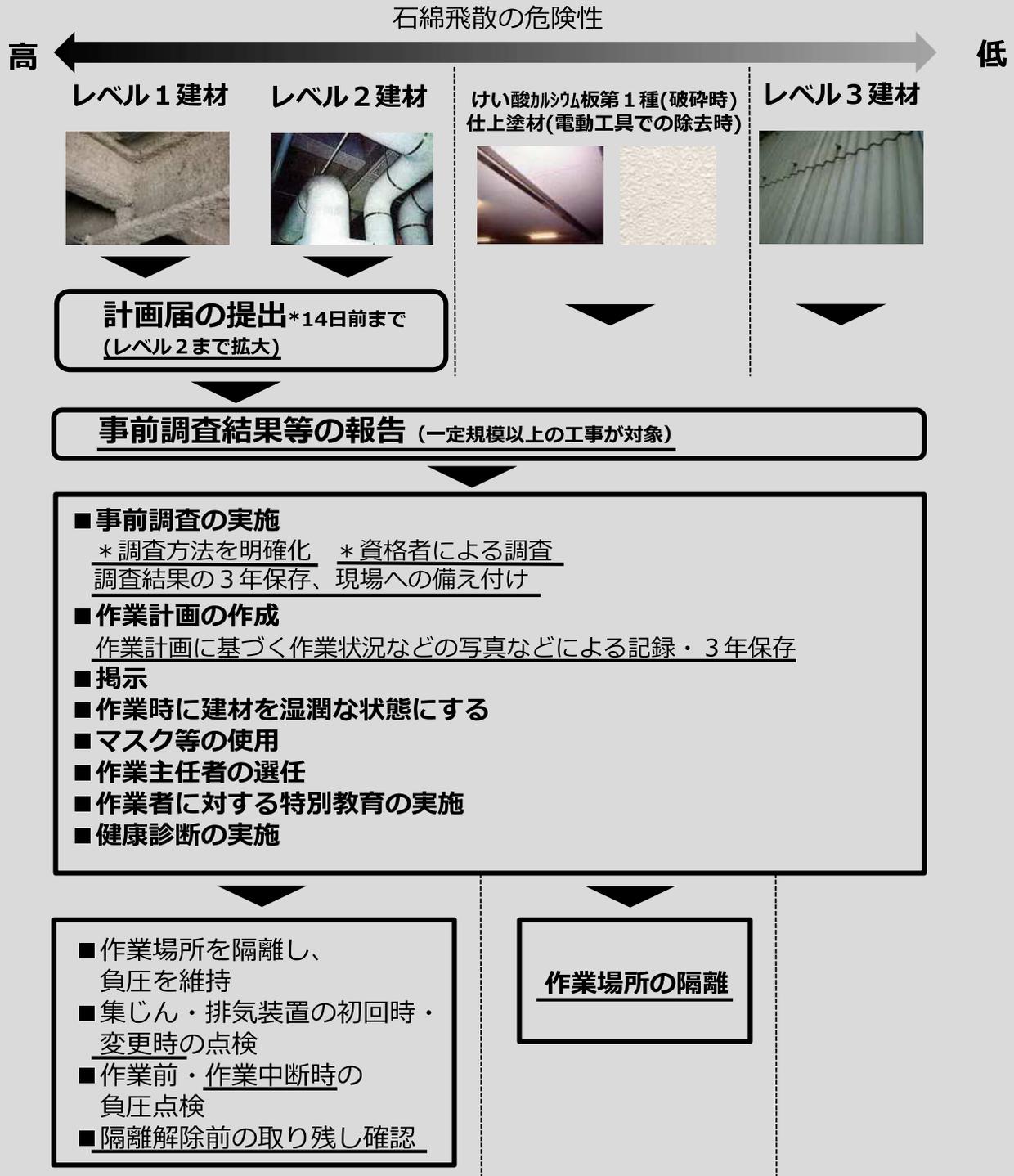
### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

# 石綿対策の規制が変わりました

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\* 下線部が改正事項



### [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

## ■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	
作業場所の隔離	●	●	●		
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●				
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	● <sup>3</sup>	

# 規制内容の詳細・解説

## 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
  - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
  - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
  - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
  - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

## ■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

### ◆ 事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### ◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

## 令和3年4月1日施行

### ■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

### ■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

### ◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

## 報告対象工事・報告内容

### ◆報告が必要な工事

#### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

#### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

#### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

### ◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

### ◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

### ◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

### ◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

## 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

### ◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

## 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
  - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

### ◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

### ◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

### ◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

**■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法**

**◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）**

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

**◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能**

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

**40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目**

**◆ 事前調査結果の概要**

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

**◆ 作業の実施状況の記録の概要**

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

# 建築物（個人宅含む）・工作物の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、  
石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、  
電子システムで報告することが義務になります  
(令和4年4月1日以降に開始する工事から適用)

◆**報告が必要な工事** ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です

① **解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② **請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ **請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事**

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆**報告の方法**

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

# 報告様式(石綿障害予防規則様式第1号)

## 事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	作業場所の住所	工事の名称					
	工事の概要	建築物又は工作物の新築工事の着工日				西暦 年 月 日	
	建築物又は工作物の構造の概要		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日～ 年 月 日		
	解体工事を行う床面積の合計	m <sup>2</sup>		解体工事又は改修工事の請負金額	円		事前調査の終了年月日
事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名		
	講習実施機関の名称			講習実施機関の名称			
請負事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称			講習実施機関の名称		
	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名	
		講習実施機関の名称			講習実施機関の名称		
	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名	分析調査を実施した者		氏名	作業に係る石綿作業主任者の氏名	
	講習実施機関の名称			講習実施機関の名称			

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負担隔離、②隔離(負担なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
径断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

年 月 日

事業者職氏名

### ☆関連する規制

建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
- ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

のいずれかが実施する必要があります  
(令和5年10月1日施行)

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご覧ください



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

(トップページ >

工事の元請業者のみなさまへ)



# 建築物石綿含有建材調査者講習 開催のご案内

中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター は、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催いたします。お申込み頂く際に、以下の内容をご確認のうえお申込みください。

## 建築物石綿含有建材調査者講習とは

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センターでは一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします。

## ■ 一般建築物石綿含有建材調査者講習（学科2日+修了考查試験1日）開催要項 ■

\*一部の日程でリモート会場を併用する場合があります。

### 東京開催

開催地 東京都港区芝（最寄駅 JR田町駅）

\*詳細は申込受付後お送りする案内にてお知らせします

#### 開催日程

	学 科	修了考查試験
第1回	令和3年 11月 13日(土)～14日(日)	令和3年 12月 5日(日)
第2回	令和3年 11月 27日(土)～28日(日)	令和3年 12月 12日(日)
第3回	令和4年 2月 5日(土)～6日(日)	令和4年 2月 27日(日)
第4回	令和4年 2月 11日(金)～12日(土) ※祝日	令和4年 2月 27日(日)
第5回	令和4年 3月 26日(土)～27日(日)	令和4年 4月 10日(日)

### 長野開催

開催地 松本安全衛生センター(長野県松本市神林 7107-55)

\*会場の都合により、開催日時点で緊急事態宣言の発出対象地域(発出されている場合)に居住されている方の受講はご遠慮いただきますのでご了承ください。

#### 開催日程

	学 科	修了考查試験
第6回	令和4年 1月 12日(水)～13日(木)	令和4年 1月 27日(木)
第7回	令和4年 3月 2日(水)～3日(木)	令和4年 3月 14日(月)

## 1. 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしていないと受講できません。

1. 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
2. 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
3. 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修

めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4.において同じ)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
4. 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(3.に該当する者を除く)
5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
6. 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
7. 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
8. 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成18年3月31日以前の修了者)で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
9. 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
10. 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して二年以上の実務の経験を有する者
11. 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
12. 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者

## 2. 受講料(テキスト代、消費税含む)

55,000円

## 3. 受講科目と講義の時間

	講習科目等	講義時間
1日目 (9:00~18:00)	科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1.5時間
	科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
	科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4.25時間
2日目 (9:00~15:30)	科目4. 現場調査の実際と留意点	4時間
	科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
試験日(別日) (13:00~15:00)	修了考査	1.5時間

\*時間は都合により変更する場合があります。休憩時間等は講義時間とは別に設けます。

\*修了考査の方法は筆記によるものですので筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)が必要です。

\*受講資格区分「1.(石綿作業主任者技能講習の修了者)」でお申込みの方も講習の科目の免除を行わずに、全ての科目をご受講いただき全ての科目の修了考査を受験していただきます。

\*感染症拡大の影響等により一部の科目で講師が会場外からリモートで講義を行う場合があります。

## 4. 受講申込方法

郵送による申込でのみ受付いたします。

受講の申込は、この案内にある申込書、あるいは中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センターのホームページよりダウンロードできる申込書へ記入し、次に記載の必要書類と併せ郵送ください。

#### 受講資格に係る事業者証明および必要書類

受講資格区分	実務経験の事業者証明	添付書類等
1.	不要	石綿作業主任者技能講習修了証の写し(表裏両面) ※受講当日に原本を持参してください。
2.	建築業務従事歴証明	卒業証明書(原本) ※平成 21 年以降に当該学校へ入学した方は履修科目証明書(原本)もしくは成績証明書(原本)も添付してください ※卒業証書ではありません ※コピー不可
3.		
4.		
5.		
6.		
7.	石綿含有建材の調査業務従事歴証明	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士登録証(表裏両面)、又は登録講習修了証の写し ※受講当日に原本を持参してください。
8.	石綿含有建材の調査業務従事歴証明	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(表裏両面) ※受講当日に原本を持参してください。
9.	(右記の書類が添付できない場合は、該当業務の従事歴証明)	建築行政部署の辞令の写し
10.		石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し
11.		産業安全・労働衛生専門官の証票の写し 又は辞令の写し
12.		労働基準監督官の辞令の写し等

- \*卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合、あるいは平成 21 年以降に当該学校に入学した方は「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)を添付してください。
- \*卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めたもの」の判断が困難な場合も「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)の提出を求めることがあります。
- \*提出いただいた卒業証明書、履修証明書、成績証明書の原本は返却いたしません。提出いただいた書類は当協会が責任をもって保管し、本研修に係る事務業務にのみ使用します。
- \*資格証等については、受講初日に原本を確認させていただく場合がありますので、必ずご持参ください。なお、公的機関において原本証明を受けた写しを提出いただく場合は、原本は不要です。
- \*卒業証明書・修了証等の証明書類と現在の氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる公的書類(戸籍抄本等)を添付してください(返却いたしません)。\*個人番号(マイナンバー)が記載されていないものにしてください。
- \*顔写真、および本人確認書類の提出が必要ですので、申込書2枚目をご確認の上貼付してください。顔写真は 6 か月以内の撮影で、上3分身、正面脱帽のものをご用意ください。なお顔写真は申込書の他、申込受付完了後にセンターよりお送りする受講票へも貼付して当日ご提示頂きますので、お手元にも1枚をご用意ください。本人確認書類は法令などに基づき公的機関、団体が発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な顔写真付きで有効期限内の証明書の写しを貼付してください。

<送付先> (開催会場ではありません)

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6

東京安全衛生教育センター 受付担当 宛

## 5. 申込書の審査・受講の決定

受講申込の受付は先着順とし、ご希望の日程が満席の場合は、第2希望以降へ繰り下げて受付します。

受講資格の有無について申込書類の審査を行います。審査において書類の不足・不備などなく審査を通過された方には、指定のFAX番号へ「申込受付完了のご連絡」をお送りします。受付の結果はこちらでご確認ください。FAXが届かない場合は申込書が未着の可能性がありますのでお電話でお問い合わせください。

なお、FAX番号が未記入、あるいは送信エラーになる場合は郵送でお送りします。

※FAX番号の記載間違いの無いよう、申込書を送付する前に再度ご確認ください。

※提出書類が揃うまで、ならびに書類に不備が無いことの確認ができるまでは「仮申込」となります。

※受講資格の審査に1～2か月かかることがある為、受付した受講日程に間に合わない場合は、センターよりご連絡の上、他の日程に変更していただく場合があります。

## 受講料の支払方法

受講料は前納となっております。受付完了時にFAXでお送りする案内に従って期限内にお振込みください。

振込手数料はご負担願います。

銀行振り込みの場合は、銀行振込票をもって領収書に代えさせていただきます。

※指定の期日までに受講料のお振込みの確認ができなかった場合は受講できません。

必ずお送りする案内に従って振込明細の写しをセンターまでFAXあるいは郵送でお送りください。

### ご注意ください

\* 記入事項等に虚偽が判明した場合は、講習修了後でも無効とし、本件講習に係る再受講は認めません。

\* 受講資格により受講不可となった場合申込取消しとなり、この場合は受講料を返却します(規定により一律返金手数料 440 円を受講料から差し引かせていただきますのでご了承ください)。

## 関係書類の送付

受講料のお振込みの確認ができた方には、ご指定の宛先へ 受講票、受講案内 等の書類を開講2週間前までに郵送いたします。

書類を受け取りましたら「受講日時」、「受講会場」、「修了考査の日時及び場所」等をご確認いただき、受講票の指定場所に顔写真を貼付ください。

## 受講の取消し

申込みの取消しをする場合は、直ちに電話(042-491-6920)でご連絡ください。手続きについてご案内します。その後、FAX(042-492-5478)で取消しの旨記入した文面をお送りください。様式は問いません。

※受講取消し手続きはお電話だけでは完了しません。FAXの受領をもって受付完了となります。トラブル防止のため、ご面倒でもお電話と FAX の両方でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

FAX を利用できない方は、電話連絡の際にご相談ください。

受講取消しの場合は、以下の取消料金を申し受けます。

- ・開講日から起算して7日前から開講日前日まで…………… 受講料の 30%
- ・開講日当日以降…………… 受講料の100%

\* 返金等にもなう返金手数料(一律440円 消費税含む)を別途ご負担いただきます。

## 6. 講習・修了考査当日の注意点

- ①本講習および修了考査では遅刻は認めていません。必ず各科目の開始前までに着席するようお願いいたします。万一、開始時間を過ぎても着席されていない場合は欠席扱いとなり修了考査の受験ができません。
- ②健康チェックリストに該当する項目が1つでもある場合は受講および受験できません。該当項目がある場合は電話(042-491-6920)でご連絡ください。
- ③受講当日は、会場の受付で受講票(顔写真を貼付してください)、健康チェックリスト等を提出し、本人確認および受付印を受けてください。
- ④会場は東京安全衛生教育センター(東京都清瀬市)ではありません。講習期間中の宿舎並びに食事は各自のご負担でご用意ください。
- ⑤駐車場は長野開催の会場のみご利用いただけます。東京開催の会場は駐車場のご用意はありませんので公共交通機関をご利用ください。
- ⑥大規模災害等不測の事態により、予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場等を急遽変更する場合があります。交通費、宿泊費等(変更前の費用、変更後の費用ともに)の補償はいたしません。ご了承の上お申し込みください。
- ⑦感染症予防対策の為、必ず不織布マスクを着用ください。
- ⑧講習日・試験日は毎回検温いたします。体温が37度以上ある場合は受講および受験できません。

## 7. 修了考査

- ①全講習科目を受講した方のみ修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。所持資格による修了考査科目の免除も行いませんので、全ての科目を受験していただきます。
- ②遅刻は認めていません。必ず開始前までに着席するようお願いいたします。
- ③修了考査の方法は筆記によるものですので、筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)が必要です
- ④合否の基準  
修了考査試験の得点が、満点の60%以上をもって合格となります。
- ⑤結果の通知  
修了考査終了後、後日通知します。
- ⑥不合格となった方  
不合格となった方(不正行為によって不合格となった者を除く。)には、「受講証明書」を交付します。「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。有効期限内に行われる修了考査再受験日程であれば再受験することができます(「8. 修了考査再受験」を参照してください)。\*有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです(4月1日から翌年3月31日までを一年度とする)。この案内に掲載している講習日程については、受講証明書の有効期限は令和6年3月31日までになります。
- ⑦修了考査の内容及び個別合否の結果についての問合せには一切応じられませんので予めご了承ください。

## 8. 修了考査再受験

修了考査再受験は、東京安全衛生教育センターの建築物石綿含有建材調査者講習受講証明書が発行された方に限り再受験できます。期限がありますので「7.修了考査 ⑥不合格となった方」を参照してください。

再受験は原則、東京開催については東京安全衛生教育センター(東京都清瀬市)で、長野開催については松本安全衛生センター(長野県松本市)、または松本市内会場で行います。

修了考査再受験日程および申込手続きについては、受講証明書発行の際にご案内いたします。

修了考査再受験料(消費税含む)                      5,500円 / 回

## 9. 修了証明書の交付

- ①修了考査に合格した方には、中央労働災害防止協会会長から「建築物石綿含有建材調査者講習修了証」(A4サイズ)が交付されます。
- ②修了考査に合格された方の情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご了承のうえ、お申込みください。

《お申込み・お問い合わせ先》(開催会場ではありません)

中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター

〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-4-6  
TEL 042-491-6920 FAX 042-492-5478  
<http://www.jisha.or.jp/tshec/>

# 建築物石綿含有建材調査者講習 受講申込書(1/2)

東京安全衛生教育センター

※太枠内はすべてご記入ください。

申込会場、 回、期間	第1希望	会場	第	回	令和	年	月	日	～	月	日	
	第2希望	会場	第	回	令和	年	月	日	～	月	日	
	第3希望	会場	第	回	令和	年	月	日	～	月	日	
ふりがな					性別							
受講者 氏名					男・女	生年月日	S・H	年	月	日生		
現住所	〒				TEL							
					FAX							
連絡先	緊急時にも必ずご連絡のつく携帯番号等をご記入ください											
	○印をつけてください： 本人 ・ 勤務先連絡担当者(部課名：_____ 担当者名：_____様)											
	TEL											
受付完了通知 送付先	受付完了通知を FAX 送信しますので正確にご記入ください ※記入がない場合は下記関係書類送付先にご指定の宛先へ郵送いたします											
	FAX											
TEL 番号、FAX 番号の誤記入を防止するため、十分確認のうえ記載してください												
※個人申込の場合 記入不要	勤務先 名称					次のページより番号を選択し記入してください			労災保険の適用事業場ですか			
		業種		事業場 規模		はい・いいえ						
	勤務先 所在地	〒										
	所属部課名				TEL				FAX			
受講票等の 関係書類 送付先	○印をつけてください 現住所 ・ 勤務先所在地											
受講資格	該する受講資格の番号に ○をつけてください (受講資格の詳細は要項を 確認してください)	1. 石綿作業主任者技能講習を修了した者										
		2. 学校教育法による大学(短大を除く)において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者										
		3. 学校教育法による短期大学において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者										
		4. 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者										
		5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者										
		6. 建築に関して11年以上の実務経験を有する者										
		7. 第一種又は第二種作業環境測定士として、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者										
		8. 特別化学物質等作業主任者技能講習を平成18年3月以前に修了した者で、石綿含有建材の調査に5年以上の実務経験を有する者										
		9. ～ 12. その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者など										
		実務経験の 事業場証明 (受講資格1、は不要)	受講資格にかかる実務経験の従事年数				年					
	上記のとおり相違ないことを証明いたします。											
	令和 年 月 日				所在地		社名・事業場名		代表者職名		代表者氏名	
	(印)											

記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、以下の情報は共に使用することがあります。

- 当協会の主催する「各種セミナー・講習会」のご案内
- 当協会のサービス向上のためのご意見の聴取(アンケート)

これらの情報は提供等に利用することに同意していただけない場合には、右の□印にチェックマーク☑をご記入ください。



## 顔写真貼付欄

(6ヶ月以内の撮影に限る。  
上3分身、正面脱帽。  
写真裏面に氏名を  
記載してください。)

縦 4.0cm

横 3.0cm

建築物石綿含有建材調査者講習 開催要項の内容を全て確認し、同意の上申し込みます。

氏名(受講者自署)

## 本人確認書類・免許証等の貼付欄

次の書類のうち、いずれか1点の写しをこの欄に貼付けてください。

(この枠下側へはみ出して構いません)

■法令等に基づき公的機関、団体などが発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な顔写真付きで有効期限内の証明書

- ・運転免許証【両面】
- ・日本国旅券(パスポート)【顔写真・氏名・生年月日が載っている面】
- ・住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る)【両面】
- ・個人番号カード(マイナンバーカード)【表側(顔写真が載っている面のみ)】※個人番号は不要です
- ・労働安全衛生法の各種免許証・技能講習修了証(顔写真付きのものに限る)【両面】  
※受講資格1、または8で申し込む場合、提出する修了証の写しが顔写真付きであれば本人確認書類は不要です。

前ページの業種と事業場規模と事業場の労災保険については、下の表から番号を選択して受講申込書にご記入ください。

### < 業 種 >

製造業	鉱業	港湾荷役業
0101 食品製造業	0201 土石採取業	0601 港湾荷役業
0102 繊維製品製造業	0202 その他	林業
0103 木材・木製品製造業	建設業	0701 林業
0104 パルプ・木製品製造業	0301 建築工事業	官公署
0105 印刷・製本業	0302 土木工事業	0801 官公署
0106 化学工業	0303 設備工事業	清掃業
0107 窯業・土石製品製造業		0901 清掃業
0108 鉄鋼業	交通運輸業	ビル管理業
0109 金属製品製造業	0401 交通運輸業	0902 ビル管理業
0110 機械器具製造業	陸上貨物運送業	その他の業種
0111 電気機械器具製造業	0501 陸上貨物運送業	0999 その他
0112 輸送用機械器具製造業		
0199 その他		

### < 事業場規模 > ※企業全体ではなく、事業場についてご記入ください

①	②	③	④	⑤
300人以上	100~299人	50~99人	10~49人	9人以下

### < 労災保険 >

所属事業場において、労災保険が適用されていれば「はい」に ○ 印をご記入ください。

申込書2枚(1枚目事業場証明印、2枚目写真貼付・署名・本人確認書類貼付を忘れずに)、および受講資格に係る必要書類を添付し、下記送付先へ郵送ください。

<送付先> (開催会場ではありません)

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6

東京安全衛生教育センター 受付担当 宛

## 申込書送付チェックリスト

漏れの無いよう、送付前にご確認ください

- 1 受講申込書（1/2）…  太枠内全てご記入ください  
 実務経験の事業者証明欄へ事業場代表者の押印による証明（下表の受講資格区分1を除く）
- 2 受講申込書（2/2）…  受講者の顔写真貼付、受講者署名、本人確認書類の貼付  
 ※顔写真は、この申込書の他、申込受付完了後にセンターよりお送りする受講票へも貼付して頂きます、お手元にも1枚ご用意ください
- 3 受講資格証明書類 ……  下表、および 要項「4. 受講申込方法」を参考にご用意ください

受講資格区分		実務経験の事業者証明	添付書類等
1. 労働安全衛生法別表第十八第二三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者		不要	石綿作業主任者技能講習修了証の写し(表裏両面) ※受講当日に原本を持参してください。
2. 学校教育法による大学（短期大学を除く）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者		不要	卒業証明書（原本） ※平成 21 年以降に当該学校入学した方は履修科目証明書(原本)もしくは成績証明書(原本)も添付してください ※卒業証書ではありません ※コピー不可
3. 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、4. において同じ）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者			
4. 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（3. に該当する者を除く）			
5. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者		建築業務従事証明	
6. 建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者			不要
7. 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して五年以上の実務の経験を有する者		石綿含有建材の調査業務従事証明	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士登録証（表裏両面）、又は登録講習修了証の写し ※受講当日に原本を持参してください。
8. 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者（平成 18 年 3 月 31 日以前の修了者）で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者		石綿含有建材の調査業務従事証明	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し（表裏両面） ※受講当日に原本を持参してください。
9. 建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者			建築行政部署の辞令の写し
10. 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関して二年以上の実務の経験を有する者			石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し
11. 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官若しくは労働衛生専門官であった者			産業安全・労働衛生専門官の証票の写し 又は辞令の写し
12. 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者			労働基準監督官の辞令の写し等

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び  
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局大気環境課

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.118	4.7.1 除去作業手順 図 4.7.1	フード付きの保護衣・呼吸用	フード付きの保護衣・呼吸用 <u>保護具①</u>
p.178 ～180	4.11.3 石綿含有成形板等の除去作業手順 図 4.11.1、図 4.11.2、図 4.11.3		(各図の備考として下記を追加) ※呼吸用保護具、保護衣については一例であり、「6呼吸用保護具、保護衣」も参照すること。
p.251	6.1 保護具等の選定 1段落目	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)</u> の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成26年厚生労働省告示第455号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。	石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、 <u>負圧隔離養生</u> の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成26年厚生労働省告示第455号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。
p.252	6.1.2 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具 1～2段落目	石綿含有成形板等を切断等により除去する場合や石綿含有仕上塗材を電動工具により除去する場合は、 <u>除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の区分①</u> を使用する。 石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合は、 <u>石綿含有仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④</u> を使用する。	除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の <u>区分①、区分②、区分③</u> を使用する。 石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合は、 <u>石綿等の切断等を伴わない囲い込みの場合は、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④</u> を使用する。

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.252	6.1.4 保護衣、作業衣 2段落目	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、 <u>使い捨てタイプの保護衣</u> を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄し、 <u>特別管理産業廃棄物として処理する。</u>	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、 <u>使い捨てタイプの保護衣</u> を使用し、隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、 <u>廃石綿等が排出される作業場(負圧隔離養生の内部)で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場(負圧不要である隔離養生の内部)で使用されたものは石綿含有廃棄物として処理する。</u>

# 目次

	頁
1 石綿に関する基礎知識	1
1.1 石綿の物性等	1
1.2 石綿の生産・使用	4
1.3 環境中の石綿濃度	8
1.4 石綿の健康影響	11
2 関係法令の解説	14
2.1 石綿に係る法規制の変遷	14
2.2 大気汚染防止法	16
2.3 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則	49
2.4 その他の関係法令	67
3 用語の定義	69
3.1 関係法令の名称	69
3.2 建築材料等の定義	70
3.3 除去等作業等に関する用語	72
4 建築物等の解体等における飛散防止対策	76
4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要	76
4.2 作業の一般的手順	80
4.3 事前調査	85
4.4 作業計画の作成	102
4.5 作業実施等の届出	107
4.6 事前調査の結果及び作業内容等の揭示	113
4.7 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策	118
4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策	161
4.9 封じ込め又は困い込み作業に係る石綿飛散防止対策	164
4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策	168
4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策	175
4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策	196
4.13 解体等にあたりあらかじめ石綿等を除去することが困難な場合	213
4.14 隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認	214
4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録	226
5 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等	245
5.1 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定	245
5.2 敷地境界（施工区画境界）等における大気濃度測定方法の例	246
5.3 総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度測定の概要	248
6 呼吸用保護具、保護衣	251
6.1 保護具等の選定	251
6.2 保護具等の取扱い	253
7 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項	260
7.1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置	260
7.2 労働者等を建築物等において臨時に就業させる場合の措置	262
付録 I 事前調査の方法	
付録 II 石綿含有建材の取り残しの例	
付録 III 大規模工事等における石綿飛散漏えい防止手法	
付録 IV 石綿含有建材除去等工事において注意が必要な工事事例	
付録 V 作業の順序等が不適切であったと考えられる事例	
付録 VI 参考文献	
付録 VII 石綿関連機関情報	
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル改訂検討会 委員名簿	

## 3.2 建築材料等の定義

本マニュアルで用いる建築材料、工事、実施主体の定義は以下のとおりである。

### (1) 石綿

石綿は「アスベスト」と記されることがあるが、本マニュアルでは、日本産業規格（JIS）、他のマニュアルの引用等を除き、「石綿」と表記するものとする。大防法では、石綿は「特定粉じん」の一種だが、現在特定粉じんに指定されているものは石綿のみであるため、同じ意味と考えても差し支えない。

### (2) 建築物等

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものをいう。「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、煙突等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

本マニュアルでは、建築物と工作物を併せて「建築物等」という。

石綿則では平成 23（2011）年 8 月より船舶（鋼製の船舶に限る）についても規制の対象となっているが、本マニュアルでは船舶における措置については解説していない。船舶における措置については、「船舶における適切なアスベストの取り扱いに関するマニュアル（2011 年 3 月、（一財）日本船舶技術研究協会）を参照すること。

### (3) 石綿含有吹付け材

大防法施行令の「吹付け石綿」、石綿則の「吹き付けられた石綿」を指し、具体的には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材を指す。一般に「レベル 1 建材」と称されているものである。「吹付け石綿」は、吹付け施工されたすべての石綿含有建材を表す場合と石綿含有建材の具体的な名称として狭義的に用いられる場合があるため、本マニュアルでは法文に関する記述部分を除き、すべて「石綿含有吹付け材」に統一するものとする。

### (4) 石綿含有保温材等

大防法施行令の「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（大防法施行規則では「石綿含有断熱材等」とされている）、石綿則の「石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等」を指し、石綿が使用された保温材、断熱材及び耐火被覆材のことをいう。一般に「レベル 2 建材」と称されているものである。本マニュアルでは法文に関する記述部分を除き、すべて「石綿含有保温材等」に統一するものとする。

### (5) 石綿含有吹付け材等

石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等を指す。大防法、石綿則ともに石綿含有吹付け材等の除去や囲い込み、封じ込めを行う際は、原則として都道府県等や労働基準監督署への届出が必要である。

### (6) 石綿含有成形板等

大防法施行規則の「石綿含有成形板等」、石綿則の「石綿含有成形品」を指し、石綿が使用された成形板やその他の建材等で、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、後述する石綿含有仕上塗材以外のものを本マニュアルでは「石綿含有成形板等」という。具体的には、石綿含有スレート板や石綿含有押出成形セメント板、石綿含有ロックウール吸音板などの成形板、ビニル床タイル、下地調整塗材等の建材のほか、ガスケットやパッキン、石綿布などの製品等も含まれる。一般にレベル 3 建材と称されているものである。

### (7) 石綿含有仕上塗材

JIS A 6909 に定められた建築用仕上塗材（しあげぬりざい）のうち、石綿等が使用されているものであり、大防法施行規則の「石綿を含有する仕上塗材」、石綿則の「石綿含有仕上げ塗材」を、本マニュアルでは「石

綿含有仕上塗材」という。建築用仕上塗材は、建築物の内外装の保護や意匠を目的とした表面仕上に幅広く用いられている左官材料であり、過去に石綿が使用されていた。なお、仕上塗材の施工時に使用される石綿含有下地調整塗材については、法令上は石綿含有成形板等に区分されるが、除去作業は石綿含有仕上塗材と合わせて実施されることから、本マニュアルでは石綿含有仕上塗材に分類されるものとして扱い、実施する石綿飛散防止措置については石綿含有仕上塗材を除去する際の措置を実施することとする。

内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大防法における「吹付け石綿」及び石綿則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。

#### **(8) 石綿含有建材**

石綿が使用された建築材料全てを指す。大防法では、「特定建築材料」、石綿則では「石綿等」とされている。具体的には、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材を指す。

#### **(9) 解体、改造又は補修、改修、解体等、改修等**

大防法では、「建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事」（大防法第 18 条の 15 第 1 項）、石綿則では「建築物、工作物又は船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業」（石綿則第 3 条）を伴う工事が規制対象となっている。

このうち、解体を行う工事を指す場合、マニュアル内では「解体」又は「解体工事」という。また、大防法の「改造し、又は補修する作業」、石綿則の「改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）」にあたる工事を、マニュアル内では「改修等」又は「改修等工事」という。

解体、改修の両方を合わせて「解体等」又は「解体等工事」という。なお、これらの用語を使用する場合は、石綿を使用する建築物等の解体等に限らないことに注意が必要である。

#### **(10) 除去、封じ込め、囲い込み、除去等作業**

石綿含有建材の除去を行う場合は「除去」、封じ込めを行う場合は「封じ込め」、囲い込みを行う場合は「囲い込み」という。石綿含有建材の除去、封じ込め及び囲い込みの全て指す場合は「除去等」という。

#### **(11) 発注者、自主施工者、発注者等**

「発注者」とは、解体等工事を発注する者をいう。大防法では「解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のもの」とされている。「自主施工者」は大防法の用語で、解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。本マニュアルでは、発注者と自主施工者を併せて「発注者等」という。

#### **(12) 元請業者、元請業者等、下請負人、事業者**

発注者から直接解体等工事を請け負った者を大防法では「元請業者」といい、元請業者と自主施工者を併せて「元請業者等」という。

「下請負人」は、大防法では、下請負契約により石綿含有建材の除去等作業を行う事業者を指す。なお、請け負った石綿含有建材の除去等作業が数次の請負契約によって行われるときは、全ての請負契約の当事者である請負人が下請負人となる。

石綿則では、規制対象が主に「事業者」となっている。事業者は安衛法において「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう」とされており、当該規定に該当すれば、元請業者等、下請負人のいずれの場合でも事業者となる。そのため、石綿則で事業者に適用される規制は大防法の元請業者等、下請負人のいずれにも適用されることに注意が必要である。ただし、一人親方等の労働者を使用しない者は事業者には該当しない。

本マニュアル内では、元請業者のみを指す場合は「元請業者」、元請業者と自主施工者の両方を指す場合は「元請業者等」、下請負人のみを指す場合は「下請負人」、事業者を指す場合は「事業者」という。

#### **(13) 作業員、労働者**

解体等工事や石綿の除去等作業を行う元請業者等、下請負人に所属し、実際にそれらの作業を行う者を本マニュアルでは「作業員」という。

また、石綿則でいう「労働者」は、労働基準法において「職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者」と規定されている。本マニュアルでは、作業員のうち労働

者のみを指す場合は「労働者」という。

#### (14) 都道府県等

都道府県及び、大防法の特定粉じんに関する権限を有する市区等を本マニュアルでは「都道府県等」という。

大防法における粉じんに関する規制に係る届出の受理、各種の命令に関する事務は、都道府県知事の権限であるが、大気汚染防止法上の政令市（大防法施行令第13条第1項）に委任されている。

また、都道府県の条例により、特定粉じん排出等作業に係る届出の受理権限等が委任されている市（以下「条例委任市」という。）もある。

具体的には以下の環境省 HP にて確認できる。

【参考】大気汚染防止法に基づく届出・問い合わせ窓口

<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

### 3.3 除去等作業等に関する用語

ここでは主に除去等作業の方法に関する用語について、解説を行う。

#### (1) 事前調査、調査者等

建築物等や船舶の解体等の前には、当該建築物等や船舶に石綿含有建材が使用されているか否かを調査する必要がある。この調査は、原則として書面による調査（書面調査）と現地で目視により確認する調査（現地での目視調査）を行う必要がある。また、事前調査で建材が石綿を含有するか否か判断できない場合は、建材の採取・分析を行って石綿含有の有無を確認する必要がある。この分析による調査を「分析調査」という。書面調査、現地での目視調査、分析調査をあわせて「事前調査」という。

事前調査は、調査を適切に行うために必要な知識を有する者が実施することが必要である。詳細については4.3.4を参照すること。本マニュアルでは当該知識を有する者を「調査者等」という。

#### (2) 作業場

石綿等の除去等作業を行う区域、場所は、大防法では「作業場」、石綿則では「作業場所」といわれているが、本マニュアルでは「作業場」という。下記の隔離を行う場合は、隔離する範囲となる。

#### (3) 隔離

「隔離」とは他の場所からへだて離すことをいい、大防法、石綿則ともに石綿の飛散防止措置として「隔離」という用語を使用している。ただし、同じ「隔離」でも、除去等を行う建材の種類や切断等の有無によって、必要となる措置の内容は異なる。隔離を伴う飛散防止措置については、負圧化を行うものと負圧化を行わないものがあり、これらの措置はそれぞれ（9）負圧隔離養生と（10）隔離養生（負圧不要）を参照すること。

本マニュアルで単に「隔離」という場合は、作業場を他の場所から分けて区画する広義の隔離（負圧隔離養生や隔離養生、グローブバックによる隔離等を含む）を示す。

#### (4) セキュリティゾーン

「セキュリティゾーン」は、作業員の出入りや、資機材及び廃棄物の搬出入に伴い石綿が外部へ漏えいすることを防ぐため、隔離空間の出入口に設置するもので、一般的には外部から作業場へ向かう方向順に、更衣室、洗身室、前室の連結した3室で構成される。大防法でいう「前室」は、本マニュアルではセキュリティゾーンという用語を用い、単に「前室」というときは3室の一つである狭義の「前室」を指す。石綿則では「前室、洗身室及び更衣室」がセキュリティゾーンに該当する。

#### (5) 施工区画

作業場、セキュリティゾーンのほか、廃棄物保管場所、資機材置場等、石綿の除去等工事に直接又は間接的に関係する区画を「施工区画」という。石綿則では石綿等を取扱う作業場は関係者以外を立入禁止とすることとしており、石綿含有建材の除去等工事にあたっては、施工区画を立入禁止とする。

#### (6) 負圧化

隔離空間及びセキュリティゾーンの内部の大気圧を当該隔離空間及び前室の外の大気圧よりも下げ、隔離空間及び前室の出入口から当該隔離空間及び前室の空気が外部へ漏れない状態にすることをいう。大防法、石綿則ともに「負圧に保つ」とされており、本マニュアルでは、状況に応じて「負圧化」ともいう。

#### (7) HEPA (ヘパ) フィルタ

High Efficiency Particulate Air Filter の略。日本産業規格(JIS)Z8122 に定める「定格流量で粒径 0.3 マイクロメートルの粒子に対して 99.97%以上の粒子捕集率をもち、かつ初期圧力損失が 245Pa(25mmH<sub>2</sub>O)以下の性能を持つエアフィルタ」をいう。集じん・排気装置や掃除機などに用いられる。

#### (8) 集じん・排気装置

集じん装置と排風機（ファン）で構成される機器であり、隔離空間内に設置して隔離空間及びセキュリティゾーンを負圧化するとともに、作業で発生する石綿等の粉じんをろ過捕集し、清浄な空気を排出する。

大防法及び石綿技術指針では、石綿含有吹付け材等の除去等の場合（囲い込みは切断等の作業を伴うものに限る）には（7）の HEPA（ヘパ）フィルタ付きの集じん・排気装置を用いることとしている。集じん装置のフィルタ部には、目詰まりを防止するための 1 次フィルタ、2 次フィルタ及び HEPA フィルタを用いるのが一般的である。

#### (9) 負圧隔離養生

大防法及び石綿則では、石綿含有吹付け材等を切断・破砕等して除去等を行う場合には、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置、セキュリティゾーンの設置、隔離空間及びセキュリティゾーンの負圧化を行うことが義務付けられている。

本マニュアルではこれらの措置を行うことを「負圧隔離養生」という。負圧隔離養生を行う際は、集じん・排気装置出口での漏えいの確認や負圧が保たれていることの実行確認も行うこととなる。石綿技術指針では、負圧化に耐えられるよう、負圧隔離養生に用いるシートは、「床面には厚さ 0.15 ミリメートル以上のシートを二重に、壁面には 0.08 ミリメートル以上のシートを用い、折り返し面（留め代）として 30～45 センチメートル程度を確保すること」としており、この時に用いるシートを「隔離シート」という。また、密閉された空間を「隔離空間」という。

なお、大防法や石綿則では負圧隔離養生という用語は使用されていない。大防法では、「当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。」等とされている。また、石綿則では、「石綿等の除去等を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。石綿等の除去等を行う作業場所をろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。」等とされている。

#### (10) 隔離養生（負圧不要）

石綿含有成形板等のうち特に石綿の粉じんが発散しやすいもの（けい酸カルシウム板第 1 種）を切断等により除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合、大防法では「周辺を事前に養生する」としているが、石綿則では、「当該作業を行う作業場所を当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離する」としている。このときの石綿則という隔離については、負圧化までは必要とせず、除去作業による石綿含有建材の粉じんが他の作業場所に飛散して作業員がばく露することを防ぐことを求めるものであり、大防法が求めている「養生」と同様の意味である。これらの措置のことを、本マニュアルでは「隔離養生（負圧不要）」という。

隔離養生（負圧不要）では、石綿を含む粉じんや塊が作業場から周辺へ飛散・散乱することを防ぐため、室内において開口部等をプラスチックシート等で覆う措置や室外においては建築物等の外周をシートやパネルで覆う措置を実施する。隔離養生では負圧化までは必要としない。隔離養生（負圧不要）や（11）の養生に用いるシートを「養生シート」という。養生シートの材質や厚みの規定はないが、十分な厚みがあり、簡単に破れないシートを使用すること。また、養生はシート状のものだけでなく、鋼板やパネル等を用いて行うことも可能であ

るが、作業場から周囲に石綿を含む粉じんを飛散させないよう、ある程度の密閉性を確保する必要がある。

#### **(11) 養生**

建築物等や設備、使用機器等の汚れ防止や破損防止等を目的として、養生シートやパネル等で建築物等や設備、使用機器、作業場の周囲等を養生することを本マニュアルでは「養生」という。養生を行う例としては以下の例がある。

- ・ 足場囲い養生：粉じんの飛散防止や騒音対策のため、建築物の周囲に設置した足場の外周をシートやパネルで囲う養生
- ・ 飛沫養生：高圧水洗工法を行う際に、噴射水等の飛沫飛散防止のためにシートを用いて行う養生
- ・ 床防水養生：高圧水洗工法を行う際に、汚染水の流出防止のため防水性能のあるシートを床に用いて行う養生
- ・ 陽圧回避養生：煙突断熱材の除去において、断熱材の崩落時に生じる下部隔離区域の気積と圧力増を一時的に回避するための養生)

#### **(12) 切断等**

石綿含有建材の切断や破砕等、石綿を含む粉じんが多量に発生するおそれがある作業を本マニュアルでは「切断等」という。大防法では「かき落とし、切断し、又は破砕すること」、石綿則では「切断、破砕、穿孔、研磨等」とされている。

#### **(13) 原形のまま取り外し**

石綿含有保温材等や石綿含有成形板等を切断等することなくそのまま建築物等から取り外し、除去することを「原形のまま取り外し」という。石綿含有保温材等や石綿含有成形板等の除去等を行う際、大防法では「かき落とし、切断又は破砕以外の方法」、石綿則では「切断等以外の方法」は、原形のまま取り外すことを指す。

#### **(14) 湿潤化**

石綿繊維等の飛散を抑制又は防止するため、薬液等（（15）参照）で石綿含有建材を湿潤な状態にすることを指す。

湿潤化に関して、石綿則では、「湿潤な状態のものとすること」と「常時湿潤な状態に保つこと」という規定がある。「湿潤な状態のものとすること」は石綿繊維等の飛散を抑制又は防止するため、石綿含有建材を一時的に湿潤なものとすることであり、「常時湿潤な状態に保つこと」は切断面への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことである。石綿則では、石綿含有成形板等のうち特に石綿の粉じんが発散しやすいもの（けい酸カルシウム板第1種）を切断等により除去する場合や、石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合には、常時湿潤な状態に保つことが求められる。なお、大防法ではどの作業においても「湿潤化」という用語が使用されている。本マニュアルではいずれの場合も「湿潤化」といい、常時湿潤な状態に保つ場合は、継続的に湿潤化を行うよう記載している。

#### **(15) 薬液、薬液等**

薬液等は石綿の飛散を抑制・防止するために用いられる薬液や水のこと。「薬液」には粉じん飛散抑制剤と粉じん飛散防止処理剤がある。また、石綿含有仕上塗材の除去においては、剥離剤も薬液に含まれる。薬液と水をあわせて「薬液等」という。薬液等は使用状況、目的にあわせて効果のあるものを選択する必要がある。

#### **(16) 粉じん飛散抑制剤**

石綿含有吹付け材等の内部に浸透し、石綿繊維を結合させ、除去時に粉じん飛散を抑制させるものを「粉じん飛散抑制剤」という。水に比べて、表面張力を減らし、吹付け材等が吸収しやすいものとなっている。除去工事の際の湿潤化のために使用するほか、除去作業中の浮遊粉じんの沈降促進のために空中散布する。また、除去した廃棄物の安定化処理のために使用する。(17)の粉じん飛散防止処理剤と同じものを、希釈倍率を変えて使用することが多い。

#### **(17) 粉じん飛散防止処理剤**

表面に被膜を形成し、粉じんの飛散を防止するためのものを「粉じん飛散防止処理剤」という。石綿含有吹

付け材を除去した後の表面に吹付けて除去面からの粉じん飛散を防止するほか、隔離シートを撤去する際に付着している粉じんを固定するために噴霧する。また、隔離作業場内で使用した工具等の搬出にあたっては、付着している石綿を濡れウェス等でふき取ったのち、粉じん飛散防止処理剤を噴霧し残存する粉じんの飛散を防止する。粉じん飛散防止処理剤のうち、建築基準法第 37 条第 2 項に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤は封じ込め処理工事の薬液にも使用される。

#### **(18) 高性能真空掃除機**

HEPA フィルタ付きの真空掃除機、又は石綿繊維の捕集率が HEPA フィルタと同等の性能を有する真空掃除機のことを「高性能真空掃除機」という。

#### **(19) グローブバッグ**

配管の一部等を局所的に隔離するための袋状の用具を「グローブバッグ」という。グローブバッグには手を入れて作業を行う手袋の部位がある。作業箇所に取り付けて当該部分を密封した後、手袋を使って石綿の除去作業を行い、密封状態を保ったまま取り出すことが可能であるとされている。

#### **(20) 廃石綿等**

建築物等の解体等工事から発生する石綿含有吹付け材等の除去物及び石綿含有吹付け材等の除去物が発生する解体等工事に使用した隔離シート、保護衣、呼吸用保護具のフィルタ等の廃材を廃棄物処理法で「廃石綿等」という。廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処分にあたっては、管理型若しくは遮断型最終処分場での埋立処分を行う又は熔融・無害化処理を行った上で最終処分場での埋立処分を行う必要がある。また、熔融・無害化を行わずに埋立処分するにあたっては、固型化、薬剤による安定化又はこれらに準ずる措置を講じた上、耐水性の材料で二重梱包する等の措置が必要となる。

#### **(21) 石綿含有産業廃棄物**

建築物等の解体等工事等から発生する廃棄物のうち、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）以外のもので、石綿を 0.1 重量%を超えて含有する産業廃棄物を「石綿含有産業廃棄物」という。その処分にあたっては、中間処理での破碎が禁止されており、最終処分場の一定場所に埋立処分を行う必要がある。また、熔融・無害化処理を行ってもよい。

#### **(22) 呼吸用保護具**

粉じんや有害物質等の存在下で、呼吸を保護するために着用する個人用保護具。送気マスク等給気式呼吸用保護具、国家検定の面体形及びルーズフィット形（フードをもつもの）の電動ファン付き呼吸用保護具や取替え式防じんマスクを「呼吸用保護具」という。なお、使い捨て式防じんマスクは、石綿を取扱う作業に使用してはならない。

#### **(23) 保護衣**

全身又はその一部を粉じんや有害物質の化学的、物理的又は機械的作業から保護する個人用保護具。JIS T 8115：2015 化学防護服の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ 5）又は同等品を使用する。

#### **(24) 作業衣**

一般環境や家庭内への二次汚染を防止することを目的に、石綿を取り扱う作業場内で専用に着用する作業衣のこと。石綿を取り扱う作業以外の作業で着用する作業衣や通勤衣と区別して使用する。材質は、表面が平滑で粉じんが付着しにくいものとし、構造は、粉じんが服内部に侵入しにくく、また、粉じんが堆積しないようにポケット数が必要最小限のものとする。

## 4 建築物等の解体等における飛散防止対策

### 4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要

石綿含有建材は、大きく石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に分けられる。それぞれ分類を表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1 石綿含有建材の種類

建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有仕上塗材
対応石綿含有材料	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックワール(乾式) ③通式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックワール(湿式)) ④石綿含有吹付けバーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有耐火断熱材】 ①耐火断熱板 ②けい酸カルシウム断熱材 2種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けい酸土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④バーミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板等1種 ②屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグセメント板、パーライト板、パルセメント板、けい酸カルシウム板等1種、せっこうボード、ロックワール吸音天井板、ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリースペースフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管、ジョイントシート、初頭品、バルケン	①建築用仕上塗材(吹付けパーライトは除く) ②建築用下地調整塗材 <sup>注)</sup>
発じん性 具体的な使用箇所の例	高い ①ポイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火断熱材として、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ③ビルの機械室、ポイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31(1956)年頃から昭和50(1975)年初頭までの建築物が多い。	高い ①ポイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火断熱材として、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ③断熱材として、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。	比較的低い ①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ②屋根材として石綿スレート等を用いている。 ③煙突や上下水道管に石綿セメント円筒や石綿セメント管が使用されている。 ④ダクトや配管のつなぎ部にシヨントシート(シール材)や石綿紡織品、バルケンなどが使用されている。	比較的低い ①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。 ②内装仕上り仕上塗材が塗られている。 ③建築用仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。

注) 石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用されるが、本マニュアルでは仕上塗材として区分する。

除去等の作業を行う際は建材の種類や作業の内容に応じて、求められる石綿飛散防止対策が異なる。

石綿含有吹付け材の除去を行う際は、切断等を伴う掻き落としによることが一般的である。一方、石綿含有保温材等を除去する場合や、石綿含有吹付け材等を囲い込み又は封じ込め処理する場合、建材の使用状況や形状に応じた多様な方法が実施されており、それぞれの方法により石綿飛散防止対策は異なってくる。

また、石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去を行う際にも、適切に飛散防止対策が求められる。そのため、本マニュアルでは、以下に状況に分けて作業時の石綿飛散防止対策を記述した。

- ・ 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策 (4.7)
- ・ 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策 (4.8)
- ・ 囲い込み又は封じ込め作業に係る石綿飛散防止対策 (4.9)
- ・ 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策 (4.10)
- ・ 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策 (4.11)
- ・ 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策 (4.12)

また、解体等にありあらかじめ石綿含有建材を除去することが困難な場合(4.13)、除去等作業において隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認(4.14)、石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録(4.15)についても解説を行っている。

大防法や石綿則による作業方法は、石綿を含む粉じんの発じん性を考慮して設定されている。この「発じん性等」は、「密度(かさ密度も含む)の軽重」、「石綿の種類」、「石綿含有率」等の因子と、施工された後の劣化状況に關係する因子がある。後者の劣化については、施工時の状態(現場施工かどうか)、石綿以外の原料の種類、使用部位の環境状況(温度、湿度、気流等)等に依存している。このように、これらの因子が複雑に絡み合っているため、同じ石綿含有建材でも、当然、発じん性が異なることがある。例えば、石綿含有保温材等に該当する建材でも、石綿含有吹付け材の発じん性に相当する場合もあり、また、石綿含有成形板等に該当する建材でも、石綿含有保温材等に相当する場合もある。さらに、これらの因子以外に、建築物等の解体等における作業方法(切断等を伴うか否か等)によっても、発じん性の度合いが異なってくる。

したがって、石綿の除去等作業を行う際は発じん性の目安として表 4.1.1 を参照しつつも、劣化状況のほか、作業方法といった因子等を十分に考慮する必要がある。

表 4.1.2 に、石綿飛散及びばく露防止対策の概要を示す。

表 4.1.2 石綿飛散及びびく霰防止対策の概要 (1)

本文記述箇所	4.7	4.10.1	4.7	4.10.3	4.10.1	4.10.2	4.8.1	4.8.2	4.7	4.9
	切断等による除去		切断等による除去		切断等による除去		切断等による除去		封じ込み、囲い込み	切断等を用いない
石綿含有建材除去等の工法	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材		石綿含有吹付け材	
	特殊工法 (例) グローブ ハックの給り <sup>1)</sup>	特殊工法 (例) グローブ ハックの給り <sup>1)</sup>	特殊工法 (例) グローブ ハックの給り <sup>1)</sup>	特殊工法 (例) グローブ ハックの給り <sup>1)</sup>	断熱材	断熱材	断熱材	断熱材	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材等
石綿含有建材除去等 作業時の飛散防止方 法	作業場を自 ら隔離養生 等	作業場を自 ら隔離養生 等	作業場を自 ら隔離養生 等	作業場を自 ら隔離養生 等	断熱材を新設 に付けたまま の除去	断熱材を新設 に付けたまま の除去	断熱材を新設 に付けたまま の除去	断熱材を新設 に付けたまま の除去	作業場を自 ら隔離養生 等	作業場を自 ら隔離養生 等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え 付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止 の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以 外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
セキユリマイソーン の設置	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
負圧の確保、集じん・ 排気装置の設置	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
機器による捕えいの 確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
負圧の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
湿潤化	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理 じんの飛散状況確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業 内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) グローブ/バッグは、局所的に使用されるものである。
- 2) 石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。
- 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等による工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

表 4.1.2 石綿飛散及びびく霰防止対策の概要 (2)

本文記述箇所	4.1.1		4.1.2	
	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 ない除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)	切断等による除去 (電動工具を用いた除去)
石綿含有建材除去等の工法	石綿含有成形板等		石綿含有仕上げ塗材	
	石綿含有成形板等	石綿含有仕上げ塗材	石綿含有仕上げ塗材	石綿含有仕上げ塗材
建築材料の種類	石綿含有成形板等	石綿含有仕上げ塗材	石綿含有仕上げ塗材	石綿含有仕上げ塗材
	原形のまま 取り外し	原形のまま 取り外し	原形のまま 取り外し	原形のまま 取り外し
石綿含有建材除去等時 の飛散防止方法	湿潤化 等	湿潤化 等	湿潤化 等	湿潤化 等
事前調査	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要
事前調査結果の備え 付け	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	要	要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止 の掲示	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要
作業場への関係者以 外立入禁止	要	要	要	要
隔離	要	要	要	要
湿潤化	要	要	要	要
(飛沫防止等の養生)	要	要	要	要
(床防水養生)	要	要	要	要
(汚染水処理)	要	要	要	要
清掃	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要
事前調査結果、作業 内容の記録・保管	要	要	要	要

(備考)：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) 粉じん飛散防止のために実施が必要な措置を示す。
- 2) (○) は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

## 4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲示

解体等工事の元請業者等及び事業者は、事前調査の結果及び作業内容等について、大防法及び石綿則で定められた事項を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示しなければならない。

石綿に関連する掲示等は表 4.6.1 のとおりである。また、厚生労働省では、以下の掲示を行うことを通知している。（平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号）

- ① 安衛法第 88 条 3 項の規定による計画の届出又は石綿則第 5 条の規定による作業の届出の対象となる作業を周知する掲示。
- ② 届出の対象外となる石綿除去作業を周知する掲示。
- ③ 石綿を使用していない建築物の解体等の作業を周知する掲示。

この他、都道府県等独自に条例で掲示を義務付ける例もあるので確認が必要である。

掲示については、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行う。

なお、掲示板の設置以外に、除去等作業の着手に当たって事業者は、周辺住民やテナント等、関係者に対する不安や疑念を解消するために、地元説明会の開催等を求められることがある。掲示を見た周辺住民等からの申し出があった場合、リスクコミュニケーションの観点から、事前調査の概要等を閲覧に供することが考えられる。

除去等作業を円滑に実施するためには、近隣住民等関係者からの申し出に応じて、除去等作業の方法、隔離・養生方法及び具体的な作業工程の現地での説明並びに工事実施写真（石綿除去等の作業の写真や漏えい確認状況の写真等）の公開等を行うことが考えられる。

リスクコミュニケーションについては、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」（平成 29 年 4 月 環境省）が参考になる。

表 4.6.1 石綿に関連する掲示

掲示項目	大防法	石綿則等	参照箇所
事前調査の結果	大防法第 18 条の 15 第 5 項 大防法施行規則第 16 条の 9、第 16 条の 10	石綿則第 3 条第 8 項	4.6.1
作業内容等	大防法第 18 条の 14 大防法施行規則第 16 条の 4 第二号	平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号	4.6.2
作業主任者	—	安衛則第 18 条	
飲食喫煙禁止	—	石綿則第 33 条	
石綿の有害性等	—	石綿則第 34 条	
立入禁止	—	石綿則第 7 条、第 15 条	

### 4.6.1 事前調査の結果の掲示

大防法と石綿則における事前調査の結果の掲示の記載事項を表 4.6.2 に示す。

事前調査の結果の掲示は石綿含有建材の使用の有無や大防法や石綿則の届出の対象か否かに関わらず義務付けられているものであり、全ての解体等工事で掲示しなければならないことに留意する必要がある。

事前調査の結果の掲示は、大防法及び石綿則で義務付けられているが、それぞれの法令に則った掲示を個別に行う必要はなく、記載事項を網羅していれば両方の掲示を兼ねることは差支えない。

事前調査結果の掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。

掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判（29.7cm×43cm）以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

表 4.6.2 大防法と石綿則における事前調査結果の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法第 18 条の 15 第 5 項、 大防法施行規則第 16 条の 10)	石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第 3 条第 8 項)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査の結果</li> <li>・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>・事前調査を終了した年月日</li> <li>・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査終了日</li> <li>・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む）の概要</li> <li>・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要</li> </ul>

#### 4.6.2 作業内容等の掲示

石綿含有建材の除去等作業を行う際は、作業方法等の必要事項を表示した掲示板の設置が必要である。

作業内容等の掲示の記載事項を表 4.6.3 に示す。

作業内容等の掲示についても、大防法及び石綿則等に分けて掲示を行う必要はなく、記載事項を網羅していればそれぞれの法令の掲示を兼ねることは差支えない。

掲示は、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。

表 4.6.3 作業内容等の掲示の記載事項

大防法の掲示の記載事項 (大防法施行規則第 16 条の 4 第二号)	石綿則等の掲示の記載事項 (安衛法第 18 条 石綿則第 7 条、15 条、33 条、34 条 平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先</li> <li>・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法</li> <li>・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者以外の立入禁止</li> <li>・石綿作業主任者</li> <li>・喫煙・飲食の禁止</li> <li>・石綿等を取り扱う作業場である旨</li> <li>・石綿の人体に及ぼす作用</li> <li>・石綿等の取扱い上の注意事項</li> <li>・使用すべき保護具</li> <li>・石綿のばく露防止対策等の実施内容（届出あり、届出なし、石綿なし）</li> </ul>

#### 4.6.3 掲示の様式例

事前調査の結果及び作業内容等の掲示の様式例を図 4.6.1～図 4.6.3 に示す。

掲載した様式例は、事前調査の結果と作業内容を 1 つの掲示にまとめている例であるが、それぞれを個別に掲示することもできる。掲示の大きさは日本産業規格 A 3 判以上（縦、横のどちらでも可）であるが、記載内容が多い場合は掲示の大きさを大きくする等、字が小さく読みづらくならないよう配慮すること。

また、様式例では、石綿則による「関係者以外の立入禁止」、「喫煙・飲食の禁止」、「石綿等を取り扱う作業場である旨」、「石綿の人体に及ぼす作用」、「石綿等の取扱い上の注意事項」、「使用すべき保護具」、の内容は含まれていないため、別途掲示を行うこと。

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ**

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>(注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。  
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		令和○○年○○月○○日
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京都○○市○○区○○	令和○○年○○月○○日
調査終了年月日	東京都○○市○○区○○	令和○○年○○月○○日
看板表示日	東京都○○市○○区○○	令和○○年○○月○○日
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査		
【調査箇所】建築物全体(1階～4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～4階 トイレ内PS 保温材③ 1～4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 ○除去、囲い込み・封じ込め・その他 ・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台		
集じん・排気装置	排気能力(m <sup>3</sup> /min)	○○m <sup>3</sup> /min(1時間あたりの換気回数4回以上)
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ + 補修効率:99.97%・粒子径:0.3μm	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○○・固化用薬液:○○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm)・接着テープ等 (例)・吹付け層に薬液を含ませる等により表面を被覆する封じ込め工法 <sup>(注2)</sup> (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>(注2)</sup>	
その他の石綿(特定粉じんの)排出又は飛散の抑制方法		
備考:その他の条例等の届出年月日		
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)		
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		
その他事項		
氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所		
事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○○○ 登録番号 ○○○○ ○環境(株)氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○		
発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○ ○不動産(株) 代表取締役社長 ○○○○ 住所 東京都○○区○○-○○		
元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○ ○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○		
住所 東京都○○区○○-○○		
現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-xx-xx-xx-xx		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合  
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ**

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>(注)</sup>  
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		調査終了年月日		令和○○年○○月○○日
調査方法: ○○○○解体工事作業所		看板表示日		令和○○年○○月○○日
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日	～	令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日	～	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)				
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査				
【調査箇所】建築物全体(1階～3階)				
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)				
【石綿含有あり】				
外壁 石綿含有仕上塗材 クリントイル				
1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリントイル				
2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリントイル				
2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリントイル				
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照				
1階 倉庫 吹付けロックウール ③				
1～3階 床: ビニル床シート⑤、壁: けい酸カルシウム板第1種: ④ 天井: 岩綿吸音板③ その他の建材				
④⑤				
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法				
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法				
石綿含有成形板等				
(例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。				
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法				
石綿含有仕上塗材				
(例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。				
・湿潤用薬液: ○○○○ ・剥離剤: ○○○○				
・養生用シート(厚さ: 0mm) ・接着テープ 等				
使用する資材及びその種類				
備考: その他の条例等の届出年月日				
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)				
発注者または自主施工者		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		
		○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○○○		
住所		東京都○○区○○○		
元請業者(工事の施工者かつ調査者)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)		
		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○		
住所		東京都○○区○○○		
現場責任者氏名		○○○○		
連絡場所 TEL		03-x x x-x x x x		
○○○○を石綿作業主任者に選任しています。		調査を行った者(分析等の実施者)		
氏名又は名称及び住所		事前調査・試料採取を実施した者		
		①一般建築物石綿含有建材調査者		
		○○環境(株)氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○		
		住所: 東京都○○区○○○-○○		
		分析を実施した者		
		②○○環境分析センター		
		氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○		
		住所: 埼玉県○○市○○○-○○		
その他事項		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す		
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明		
		⑤材料の製造年月日		

(注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業 (届出非対象) 記入例 ※揭示サイズは (横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>注)</sup>  
 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所	
調査終了年月日	令和〇〇年〇月〇日
看板表示日	令和〇〇年〇月〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
調査方法の概要(調査箇所)	
<b>【調査方法】</b> 書面調査、現地調査、分析調査 ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる <b>【調査箇所】</b> 建築物全体(1階～3階)	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	
<b>【石綿含有なし】</b> 〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤	
氏名又は名称及び住所	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 住所 東京都〇〇区〇ー〇
事前調査・試料採取を実施した者	氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 住所：東京都〇〇区〇〇ー〇〇
分析を実施した者	氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇ー〇〇
調査を行った者(分析等の実施者)	氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 住所 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL 03-XXXX-XXXX
その他事項	
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.3 石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは (横 420mm 以上、縦 297mm 以上)



[トップ](#) > [まちづくり・環境](#) > [環境保全](#) > [アスベスト](#) > アスベスト(石綿)飛散防止対策

## アスベスト(石綿)飛散防止対策

県では、吹付け材にアスベスト(石綿)が含有されているかの調査や吹付アスベスト等を除去、封じ込め、囲い込みの工事を行う民間建築物に支援する市町村に対して、補助する制度を設けています。

市町村によって補助制度などが異なりますので、補助を利用しようとする場合は事前に市町村へお問い合わせください。

### 市町村の補助制度状況と問い合わせ先

補助制度がある市町村は、次の表で「」が付いています。

令和3年3月現在

市町村	含有調査	除去等	担当部署	電話番号
甲府市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築指導課	055-237-5828
富士吉田市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築住宅課	0555-22-1111
都留市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0554-43-1111
山梨市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市計画課	0553-22-1111
大月市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0554-20-1853
韮崎市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0551-22-1111
南アルプス市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理住宅課	055-282-6397
北杜市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅課	0551-42-1362
甲斐市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	055-278-1668
笛吹市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まちづくり整備課	055-261-3334
上野原市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0554-62-3123
甲州市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0553-32-5071
中央市	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	055-274-8553
市川三郷町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	まちづくり推進課	055-272-1136
早川町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	振興課	0556-45-2517
身延町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0556-42-4808
南部町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設課	0556-66-3408
富士川町	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市整備課	0556-22-7214

昭和町			都市整備課	055-275-8413
道志村			産業振興課	0554-52-2114
西桂町			建設水道課	0555-25-2121
忍野村			建設課	0555-84-7793
山中湖村			総合政策課	0555-62-9971
鳴沢村			振興課	0555-85-3083
富士河口湖町			都市整備課	0555-72-1976
小菅村			源流振興課	0428-87-0111
丹波山村			振興課	0428-88-0211

## 含有調査

【対象建築物】吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある住宅・建築物

【補助率】対象費用の10/10(国100%)、限度額25万円/棟

外壁等に使用されている仕上塗材や屋根等に使用されているスレート板等は吹付け材でないため、対象とはなりません。

その他詳細や手続き等については、市町村にお問い合わせください。

## 除去等

【対象建築物】吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウール(石綿重量0.1%を超えるもの)が施工されている住宅・建築物

【対象工事】吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの除去、封じ込め、囲い込みを行う工事

【補助率】対象費用の2/3(国1/3 県1/6 市町村1/6)

建築基準法で使用制限のある吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールのみ対象となります。

その他詳細や手続き等については、市町村にお問い合わせください。

## (参考)

- [1. 吹付けアスベスト \(JPG : 122KB\)](#)
- [2. アスベスト含有吹付けロックウール \(JPG : 149KB\)](#)

### このページに関するお問い合わせ先

[山梨県県土整備部建築住宅課](#) 担当：建築防災担当

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話番号：055(223)1734 ファクス番号：055(223)1736